

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	神戸市
1. 料金割引の基本的方向性 (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
特になし	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
特になし	

3. 具体的な割引内容（案）

- (1) 割引内容（案）
- (2) 割引結果

時間帯割引の割引内容は、全国の道路を都市部と地方部（都市部以外）に分け、それぞれに異なる割引施策を導入するものであるが、地域ごとに抱える課題が異なるため、地域特性に応じた割引制度の導入を検討してはどうか。

例えば、早朝深夜割引は都市部に限定しており、中国道では吹田～西宮北がその対象路線となっている。しかし、西宮北以西で、山陽道と並行する県道三木三田線においては、夜間の大型車両の騒音問題があり、都市部の範囲を三木小野ICまで拡大できれば、こうした問題の緩和が期待される。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

特になし

※その他の意見

- ・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

高速自動車国道の運営会社が3分割された場合、分割された区域の相互利用者に対するターミナルチャージの考え方はどのようになるのか。

- ・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。